

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月20日（月曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時50分 散会

付託事件

議案第16号、議案第19号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分、第4款中建設企業委員会所管分、第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款、議案第23号、議案第29号、議案第30号、議案第33号中第2表継続費補正中第8款、議案第37号、議案第38号、議案第40号、議案第41号、令和5年陳情第4号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）
- ③ 議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ④ 議案第29号 令和5年度水戸市水道事業会計予算
- ⑤ 議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑥ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑦ 議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- ⑧ 議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑨ 議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了について

2 出席委員（7名）

委員 長	綿 引	健 君	副 委 員 長	滑 川 友 理 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	田 口 文 明 君	
委 員	鈴 木 宣 子 君	委 員	小 川 勝 夫 君	
委 員	松 本 勝 久 君			

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君
建設部技監兼 道路建設課長	松葉光隆君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有金正義君
建設部技監兼 河川都市排水 課長	大山裕己君	建設部技監兼 土木補修事務 所長	川又弘一君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷萩幸治君	道路管理課長	丹治雅人君
建築課長	大和田聡君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関谷勇君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君
水道部技監兼 給水課長	梶山学君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務 所長	林忠勝君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君
--------	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○綿引委員長 これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第16号ほか9件、それに、陳情1件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第16号ほか9件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第16号について反対いたします。

これは、茨城町西インターチェンジ近くの下野町に進出する大手通販のモノタロウは……

〔発言する者あり〕

○中庭委員 この地域は市街化調整区域にあるために建設できないと。ところが今回、水戸市は都市計画法第34条第12号の規定を適用して、モノタロウが建設できる産業エリアに指定するということであり、しかし、この近くには既に茨城中央工業団地がありまして、これは全く売れ残っていると。そして同時に、この航空写真を見ますと、既に大規模なモノタロウの茨城中央サテライトセンターがありまして、そういう点でも下野町の地域を16ヘクタールにわたって市街化調整区域から外すということについては、私は必要ないというふうに思いますので、反対いたします。

そして同時に、水戸市は来年度の予算の中で、企業立地促進補助金を予算化しました。これは、建物の建設に2億5,000万円を補助し、固定資産税を3年間減免するというものであって、そういう点では優遇措置が行われる予定になっておりまして、そういう点は大手企業に対する特別の優遇策ではないかと思しますので、反対いたします。

以上です。

○綿引委員長 ほかはございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 私は、この間もこの案件に関しましては、賛成ではありますけれどもという前提の中で、いろいろお願いというか、要望も述べました。ですから、私は賛成なんですけれども、もう少しですよ、今後で結構なんですけれども、そのたがをね、縛りをですね、もうちょっと緩めても水戸市のためにはいいんじゃないかなというふうに私は考えております。

これを要望して、賛成いたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今の松本委員さんと重複するんですけれども、やはり今回、この目的というのが、雇用の創出と税収の確保ということなので、やはりもっと柔軟に考えてもいいんじゃないかなと思いますし、業種をあまり限定しないでやっていただけるような、そういう改正に今後将来持っていついていただいて、あとはまた、利便性のあるところをまた水戸市でも積極的に探していただいて、本当にここを使ってくださいというような、もう本当に水戸市としてそういう経営戦略というんですか、そういうことも今後考えていけないんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○綿引委員長 ほかはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第16号について採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第19号については、反対いたします。

その理由は、来年度の予算の中で、水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業に対する補助金として、2億6,000万円の支出が予定されております。これは、水戸駅北口のリヴィン跡地に長谷工コーポレーションが、地上20階、高さ60メートル、186戸のマンションを建設するのに対して、水戸市が2億6,000万円も補助するというものであります。総額では建物の建設費104億円に対して、39億円も補助をする、4割近くも補助すると。大手ゼネコンの長谷工コーポレーションに対する補助であり、反対であります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

1点、市営住宅の長寿命化改修工事のところですが、先日も述べたように、やはりきれいな建物、中がきれい、外ももちろんですが、そういうところに入りたいと思うのが、やっぱり人の感情だと思うんですね。やはり特に若い世代、子育て世代の方たちというのは、そういうことを特に望んでいらっしゃるのではないかなと思います。今後は建て替えということは考えていないと思いますので、やはりリノベーション——リフォーム代がかかったということで家賃が少し高くなっても、やはり空き室がどんどん増えている中で、そういった考えも本当にこれから持っていけないのではないかなと思いますので、そのところを今後ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、あと1点、言うのを忘れまして。

泉町1丁目広小路地区の優良建築物等整備事業費補助金として、来年度予算で約8,000万円補助をするということになっております。総額では6億8,000万円の補助が行われるということですが、しかし実際、中身は穴吹工務店に対する補助であり、反対であります。

以上です。

○綿引委員長 ほかはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分、第4款中建設企業委員会所管分、第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第23号については、反対いたします。

これは東前第二土地区画整理事業の予算であります。この事業そのものは平成7年に着工されました。27年もたっていますが、いまだに住民の反対がありまして、事業に合意されていない区域もあるということです。

また、反対意見の住民の中には、付け保留地の支払いとして120万円を要求されていて、とても払えない、借金もできないということでもあります。そういう点では、この区画整理事業に住民の合意がないので、反対をしたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第23号について採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和5年度水戸市水道事業会計予算について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第29号について、反対いたします。

これは水道事業会計の予算ですけれども、県中央広域水道から水戸市は1億4,214万円の予算で受水するということになっております。

しかし、茨城県の中央広域水道は、全国一高い上に、水戸市の水道供給能力は8万戸分も余っているのに、受水するということは認められないので、反対いたします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第29号について採決します。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算について、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第30号について採決します。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第2表継続費補正中第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第33号については、反対いたします。

これは、新市民会館と京成百貨店を結ぶ上空通路の建設費の増額に伴う継続費の補正ということでありま

すので、反対いたします。

私たちは、上空通路そのものに反対しています。

[発言する者あり]

○中庭委員 以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第33号について採決します。

議案第33号中第2表継続費補正中第8款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これは賛成であります。

要するに、借入利息の上限を1%から3%に引き上げるというものなので、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第37号について採決します。

議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第38号については、反対いたします。

これは、令和4年度の水戸市の東前第二土地区画整理事業の繰越しでありますので、反対であります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○綿引委員長 ないようですので、議案第38号について採決します。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○綿引委員長 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 これは、借入利息の上限を1%から3%に引き上げるということですので、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第40号について採決します。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この議案については、賛成であります。

これは借入利息の上限を1%から3%に上げて、容認するというものでありますので、賛成です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第41号について採決いたします。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 総員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第16号ほか9件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了に

ついてを議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに、本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 朗読します。

令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了について。

陳情趣旨。

東前第二土地区画整理事業は、平成7年度に着工し現在まで27年を経過しましたが、いまだに完了していません。令和5年2月18日に開催された説明会において、現在までに92%の進捗率となっているが、一部の区域において、事業に対する合意が得られていないため、完成が見込めない状況になっているとの話がありました。今後の事業期間については、令和8年度までとするとしていますが、これまでの施工区域は、農地や山林が多くを占めており、工事は比較的容易であったと思いますが、残っている区域は住宅が密集している部分であり、合意が得られていない状況で期限までに完了できるか疑問に思います。また、当方の区域は整備済みとなっておりますが、問題のある施工であると思います。その内容は、下記のとおりです。

1、整備された当方の区画内道路は、地図上では直線的に見えますが、従前の道路を拡張した程度で、折れ曲がったままです。

2、区画道路は、区画内道路相互と接続させることが望ましく、幹線道路と直接接続させることは避けるべきであるにもかかわらず、幹線道路である東前原線と当方の敷地前の間を30メートル程度で突き当たる道路が新設されてしまっています。

3、東前原線から敷地前に新設された道路を進入し左折すると、同じく30メートル程度で右折する道路が新設されており、当方の車両の発進、駐停車の際に左右の確認が困難で非常に危険な状態になっています。実際に進入道路をスピードを上げ膨らんで走行する車両や当方の駐停車等の際、一時停止している車両も見られます。

4、当方の敷地前面の従前道路が約半分程度廃止されてしまったため、接道部分も半減しています。また、従前道路は換地処分が済まなければ売却できないと思われませんが、当方のセットバック部分も含め、他の地権者に売却され、他の地権者は新設道路とあわせて接道部分も倍増しています。市は、売却の際、従前道路からセットバックして設置してあった当方の塀の下部を破砕して境界杭を設置しています。

これらの件に関して事務所から事前に説明もなく、当方も同意していません。当時の担当者は異動となり、次の担当者も補修すると言ったまま異動しています。今後、当方も対応を検討したいと考えていますが、公正公平な事業執行を行わなければ、未執行の地権者の合意も得られないのではないかと思います。よろしく対応を検討願います。

以上です。

○綿引委員長 この際、執行部から、本陳情に係る現況等について説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、執行部から御説明をお願いいたします。

小田切市街地整備課長。

○小田切市街地整備課長 よろしく申し上げます。

本陳情について、市街地整備課より御説明いたします。

最初に、陳情者の敷地の周辺の状況を御説明いたします。

陳情書3ページの地図を御覧ください。

陳情者の敷地は、東前第二土地区の中央南寄りに位置しています。敷地の北側には、地図上に名称がありませんが、東西方向に幹線道路である大串東前線、幅12メートルが通り、敷地の東側には南北方向に東前原線、幅員10メートルが通っています。

また、陳情者の敷地のすぐ東には、整備前は幅員2.7メートル道路が南北方向に通っていましたが、平成29年に幅員6メートルのL字型の区画道路として施工し、既に整備が完了しているというのが陳情者敷地周辺の状況でございます。

それでは、1ページにお戻り願います。

陳情者の主張は、陳情者の敷地の前の区画道路の形状に問題がある。また、従前道路一部を他の地権者に売却したことに問題があるというものです。

陳情の内容を見ていきますと、ページ中段の数字の1及び2において、整備された当方の区画内道路は、地図上では直線的に見えますが、従前道路を拡張した程度で折れ曲がったまま、区画道路は、区画道路相互と接続させることが望ましく、幹線道路と直接接続させることは避けるべきであるにもかかわらず、幹線道路である東前原線と当方の敷地の間を30メートル程度で突き当たる道路が新設されているとありますが、区画道路を幅員12メートルの幹線道路である大串東前線に接続させることは、関係機関との協議の結果、危険であると判断し、幅員がより狭い東前原線にL字型道路として接続する計画としたもので、安全面を考慮し、適正に計画したものと考えております。

次に、数字の3においては、2行目から、当方の車両の発進、駐停車の際に、左右の確認が困難で非常に危険な状態、実際に進入道路をスピードを上げ膨らんで走行する車両や当方の駐停車等の際、一時停止している車両も見られるとあります。

区画道路の形状については、先ほど申し上げましたとおり、安全面を考慮し設計したのですが、危険性は実際に住んでいる方が一番実感していることと思いますので、お近くにお住まいの皆様の御意見を伺いながら、注意喚起を促す看板設置等、対応策について検討したいと考えております。

次に、数字の4においては、従前道路が約半分程度廃止されてしまったため、接道部分も半減しているとあります。

区画道路の計画については、事業計画の決定は平成7年に、事業計画の第1回変更を平成9年に行っていますが、計画の縦覧の際に意見書の提出が陳情者よりなかったため、御理解を得ているものとして事業を進めています。

また、陳情者の仮換地につきましても、平成9年12月26日付で、陳情者宛てに仮換地通知を行い、仮

換地に不服があるときは、県知事に審査請求をすることができ、通知書にもその旨を記載しておりましたが、陳情者から請求はなかったため、御理解を得ているものとして事業を進めております。

また、陳情者の敷地は、車庫の出入口部分を含め、10メートル以上の接道が確保されており、換地設計上、適正であったと考えております。

次のページをお開き願います。

1段落目において、従前道路は換地処分が済まなければ売却できないと思われませんが、当方のセットバック部分も含め、他の地権者に売却されとあります。

保留地を早期に処分し事業費に充当することは、安定的な事業執行に必要なもので、判例においても施工者が換地処分前に保留地の売買契約を結ぶことは認められております。

また、従前道路を保留地として売却したことについては、平成9年12月開催の土地区画整理審議会の同意を得ており、手続の瑕疵や違法性はなかったと考えております。

なお、陳情者のセットバック部分は、陳情者の仮換地には指定されなかった土地であり、土地区画整理法では仮換地として指定されなかった従前の土地については、権利者は使用収益権を失うとされております。

次に、2段落目以降においては、従前道路からセットバックして設置した当方の塀の下部を破砕して、境界杭を設置、これらの件に関して、当方も同意していないと述べられておりますが、道路計画や仮換地の指定について陳情者から意見書の提出がなかったことについては、先ほど申し上げたとおりです。

また、セットバック部や区画道路の工事は、工事の案内通知をした上で行っていますが、陳情者から中止を求められるような強い反対はありませんでした。

これらのことから、区画道路の計画、施工、保留地の処分は適正に行ったものと考えております。

執行部からは以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 ただいま執行部から説明がございましたように、正直なところを申し上げますと、私自身の足元でもありながらも、ちょっと私が現地調査をよくしていなかったもんですから、その辺も踏まえると。そしてただいま執行部からあったように、いろいろな問題が生じた部分については、再度地権者とその辺は交渉の余地があるんじゃないかなと思います。

当然、今説明があったとおりでございますし、これについては私も当然、足元は見てまいりますけれども、今日の部分においては、採択、不採択どちらかですか、委員長。

○綿引委員長 いや、後ほどですけれども、継続審査の選択肢も。

〔「反対か賛成決めるんだっぺ」と呼ぶ者あり〕

○小川委員 では、これについて、ただいま、どちらの話を重要視するかというと、やはり施工者であった部分の執行部側の説明に基づいて、今回は不採択という形でよろしいです。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、今日の段階で採択するか不採択にするかということを決めるのは時期尚早じゃないかと思うんですね。

〔「時期尚早じゃない」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 ですから私は、例えば継続にして、さらに議論するとかということも含めて、議論すべきじゃないかなというふうに思うんです。この東前第二土地区画整理事業については、非常に反対する人たちもいまして、そういう点では様々な御意見がいろいろ出ています。セットバックについても、それから区画道路の問題が出ていますので、そういう点では私は慎重にこれは行うべきではないかなというふうに思います。

私自身としては、やっぱり今の時代に土地区画整理事業で道路を造ること自体が問題だというふうに思いますので、私は中止すべきじゃないかというふうに思っているんですね。

〔発言する者あり〕

○綿引委員長 今、陳情審査でございますので、区画整理事業全体の件については、先ほどもう終わっておりますので、そこはお控えください。

○中庭委員 いや、だからそういう点では、やっぱり私は慎重な審議をした上で結論を出すべきじゃないかなというふうに思います。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 ただいま、中庭委員からも慎重にという部分で、当然、それは慎重にやるべきであります。そして、今日までかなりの時間を費やして、それは当然、足元のいわゆる所有者と何度も折衝をしまいったと思います。その中において、やはり安全面から見て、いわゆる利便性の面との多少のずれはございますでしょうけれども、これについてはね、今回、せっかく出していただいた陳情書でありますけれども、私自身も冒頭に申し上げましたように、不勉強で現地も見ておりませんし、今回は不採択ということ踏まえて、これは私自身もしっかりと見て、もし所有者のこの陳情者である御本人から再度出れば、そのときはまた改めて採決に当たりたいと、こう思います。

そういうことでよろしく願いいたします。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 これは水戸市の議会のほうに要望なんだけれども、まず正副委員長さんのほうから正副議長とか議会運営委員会のほうとかに建設企業委員会の意見として、請願・陳情がどういうものではあっても、これは出されれば受理するというに今の制度ではなっていますよね。私は、一時預かりとして、これは受理すべきものなのか受理できないものなのか、この辺の検討をしてから出された方に御返事をして、受理するなり受付をしないというふうな、そういうのを私はこの議会の中で決めておいたほうがいいと思うの。ですから、出されれば何でも、請願でも陳情でも、請願となれば、これは議会側のほうの紹介とか問題があるだろうと思いますから、陳情というのは1人でも出せるんですね。ですから、どういう陳情でも、議会に直接関係ないやつでも、今は受理せざるを得ないような体制になっていますね。これを建設企業委員会の意見として、上のほうに言っていただきたいなと思います。私も、議運のメンバーのほうには言っていきます。

それで、この陳情第4号ですか、これ。これについては、私は不採択でいいと思います。というのは、こ

これは陳情とか請願というのは、多くの地域、多くの方々のための水戸市議会としては審議をするのがこの趣旨だと思うんですよね。これを見る限りは、個人的な意見が陳情になっているんだろうというふうに思います。ですから、そうしたら水戸市民の26万人の一人一人の私利私欲が全部出されていってしまったならば、これこそ本当に大変なことになるんですよ。だから、冒頭に申し上げたように、この中身を精査する日数を預かりとしておく。そして、受理できるものは受理して、それぞれの委員会に所管に回すというふうにするべきだと私は思っているんですよね。

そういう意味では、この内容については、私は、一個人の問題に過ぎないのかなと思っています。ですから、あとは採決していただければと思います。

○**綿引委員長** ただいま、松本委員から御意見のございました、いわゆる今回の件ではなく、陳情全般に関する件について、正副委員長で相談の上、議長のほうに、また議運のほうにも報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 私は、この請願・陳情を出された場合に、やっぱり例えば利害関係がある場合でも含めて、やっぱり陳情者のこの生の声を聞く、そういうことも必要じゃないかと思うんですよ。そうしないと……

〔発言する者あり〕

○**中庭委員** 今、執行部から話を聞きましたが、問題はないというような話でしたけれども、いずれにしても、その執行部だけの話を聞いても、私たちは全体がよく分からないというのがあるんですよね。ですから、今後ね、やっぱりこの問題では関係者の方に来てもらって、意見を聞くということが必要だと思うので、私は、この陳情についても公正公平な事業執行を求めるというのは、やっぱりこれは当然の意思だと思うんですよ。私もいろいろ聞くとね……

〔発言する者あり〕

○**中庭委員** 今回の土地の変換とか管理とかね、そういう問題について非常に何か出ているということもありますので、ぜひ私はやっぱり住民の皆さんの声をしっかり受け止めるということが必要だと思うので、本来であれば継続審議にすべきだというふうに僕は思います。

〔発言する者あり〕

○**綿引委員長** 鈴木委員。

○**鈴木委員** 私もこれずっと読ませていただいて、今までの長年の経緯の中で、やはり水戸市からも当事者の方に御意見というか、そういうことを聞きながらやってこられた中で、特になかったという御説明が今あったかと思えます。

やはり、そうはいつでも、やっぱり当事者の方からこれだけ提示されている中で、3番目のところの当方の車両の発進、急停車の際に、左右の確認が困難で非常に危険な状態になっています。実際に見て、ここについてはやはり当事者の方がそのように思われているわけですので、警察とも相談して、スピード落とせの幕とか、あるいは路面標示をつくるとか、そういった配慮も必要ではないかなと思います。

それにつきましても、やはり今日は私も採決をしていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 田口委員。

○田口委員 この区画整理事業については、適切に処理されていると思います。ですから、執行に対する個人的な利益分は、やはり行政不服審査か何かで、議会へ提出するものではないと考えます。そういう意味で、不採択ということをお願いしたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ただいま、各委員さんから御意見を頂戴いたしました。

それでは、改めまして、本陳情の取扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続」、「採決をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、令和5年陳情第4号につきましては、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、初めに、継続審査についてお諮りさせていただきます。採決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は、採決に賛成するものといたします。

令和5年陳情第4号を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手少数であります。

よって、令和5年陳情第4号を継続審査とすることは否決されました。

それでは、改めまして、令和5年陳情第4号を採決いたします。

採決は挙手により行います。なお、挙手をしない場合は、反対とみなします。

令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了について、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○綿引委員長 挙手少数であります。

よって、令和5年陳情第4号は不採択とすべきものと決しました。

なお、本陳情につきましては、ただいまのとおり、最終日の本会議に報告してまいりたいと思いますが、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付をいたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に對しまして申出をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせいたします。

次回の委員会は、来月4月の定例の委員会は開催せず、5月10日水曜日、午前10時より開催したいと

思いますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が本年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職されます加藤都市計画部長、関谷水道部長、そして梶山技監兼給水課長の3名の方々からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、加藤都市計画部長、お願いいたします。

○加藤都市計画部長 まず、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私、昭和61年4月1日に水戸市役所に入庁して、37年間ずっと土木行政に関わってまいりました。本委員会、今は建設企業委員会でございますが、前身の都市建設委員会から数えますと、建設計画課長で2年、泉町周辺地区開発事務所長で6年、都市計画部長で3年、計11年、本委員会には大変お世話になりました。

一番やはり印象に残るのは、泉町1丁目北地区市街地再開発事業でございまして、特別委員会はございましたが、本委員会におきまして、特にこの3月の予算審議の際には、賛否いろいろ御意見をいただきまして、常に緊張感を持って委員会に臨んだことが思い出されます。

事業はおかげさまで委員各位の御理解、御支援をいただきまして、完成に導くことができましたので、改めて、この場をお借りしてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

仕事におきましては、まず常に全力で、そして先送りはしない、とにかくまず行動するというようなことを常に頭に置いてやってきたつもりでございます。

ただ、最後ですので、1点言わせていただきたいことがございまして、一つ悔いがあるんですが、今日、隣にいらっしやいませんけれども、2年前の7月20日に副市長からですね、言葉の暴力、パワハラを受けました。おまえはこれまでの部長の中で最低だということを、すごく理不尽なことを言われまして、いまだにもやもやしています。非常に納得できない、そういったことがありまして、このまま役所を去るというのは非常に残念だなということが一つございます。

また、都市計画部からは国交省に割愛人事ということで、何年も前から職員を引き受けていただいているんですが、この割愛人事、2年ごとということ、次の4月からも新しい人が人選されるんですが、担当部長の私も知らない。当然、人事ですので総務部長、その総務部長も知らないところで、副市長とある部長が結託して、勝手に人選を進めてしまっているというようなこともございました。組織として信じられないようなことが実際起こっていますので、私も退職になりますけれども、ぜひそういった組織として健全な状態に戻ってほしいと、もっと風通しをよくしてほしいということ、後輩の課長がたくさんいますので、しっかり一人一人が認められるような、そういった健全な組織であって初めて、この本委員会も建設的な前向きな議論ができるのだらうと思っております。

最後になりますが、本委員会のますますの発展と各委員の今後の御健勝を祈念いたしまして、挨拶に代えさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○綿引委員長 次に、関谷水道部長、お願いいたします。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 貴重なお時間をいただきまして、退職に当たり、一言御挨拶申し上げます。

私は、昭和63年に入庁いたしまして、ちょうど35年間勤務をさせていただきました。その間、水道総

務課を含めまして、8か所の課におきまして配属となりまして、そのそれぞれの課の多岐にわたる業務を通じまして、様々なことを経験させていただきましましたことは、月並みな言葉になりますけれども、こうして退職を迎える中にありましては、一つの財産であるというふうと考えているところでございます。

また私は、35年間のうちの3分の1の13年間につきましては、議会事務局のほうで大変お世話になりました。担当書記ということで議会運営のほうにも携わらせていただきましたが、正副委員長をはじめ委員の皆様には、数々の御助言、そして御指導をいただきまして、濃密な時間を過ごさせていただいたところでございます。改めまして、この場をお借りいたしまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

最後になりますが、委員の皆様をはじめ、この場に御出席をされている皆様のますますの御健勝での御活躍を心から御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○綿引委員長 次に、梶山技監兼給水課長、お願いいたします。

○梶山水道部技監兼給水課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は、水戸市に奉職して今日まで、水道一筋に勤めてまいりました。たくさんの困難なことにも見舞われながらも、先輩、同僚たちに支えられながら、何とか乗り越えてまいりました。

また、この委員会に出席させていただくようになりましてからは、委員の皆様のお指導をいただきながら、貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございます。

最後になりますが、委員の皆様のお健勝とますますの御活躍を御祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○綿引委員長 それでは、大変僭越ではございますが、委員会を代表しまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御挨拶をいただきました3名の方々におかれましては、長きにわたりまして本市の発展と市民福祉向上のために、それぞれいろいろな思いを持ちながら御尽力をされ、立派にその重責を果たされましたことについて、改めて深い敬意と感謝の意を表すところでございます。

どうぞこれからも健康に御留意をされまして、本市発展のために変わらぬお力添えを賜りますことをここでお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

長い間、大変に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時50分 散会